

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議	
開催日時	令和7年9月2日（火）午後2時00分から午後4時00分まで	
開催場所	朝霞市民会館 会議室（梅）	
出席者の中・氏名	出席委員14人 古賀会長、堂本副会長、増田委員、鈴木委員、大橋委員、渡辺淳史委員、藤井委員、青木氏（本多委員代理）、高橋委員、森委員、柴野委員、山本委員、田島委員、大貫委員 事務局11人 松岡都市建設部長、まちづくり推進課：村沢審議監兼部次長兼課長、開発建築課：塩味都市建設部次長、みどり公園課：松下課長、四方田課長補佐、鈴木係長、伊藤主事、鎌田主事、産業振興課：大瀧課長 （株）地球スケッチ：山下、甘粕	
欠席者の中・氏名	欠席委員2人 高堀委員、渡辺貴子委員	
議題	(1) みどりの指針（案）について (2) 施策の方針（案）について (3) 地域別カルテと地域別計画における方向性	
会議資料	次第 資料1 みどりの指針（案）について 資料2 施策の方針（案）について 資料3 地域別カルテと地域別計画における方向性 参考資料1 令和7年度第1回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針 参考資料2 基地跡地見学会アンケート 要点記録 参考資料3 朝霞市みどりの基本計画策定支援業務工程表	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	なし	

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数16人中11人でございますので、朝霞市緑化推進条例施行規則第12条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、高堀委員、本多委員、渡辺貴子委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いております。また、山本委員におかれましては、所用のため遅れると事前に御報告がありましたこと、藤井委員も遅れる旨の連絡がありましたことを御報告させていただきます。

また、事務局席に「みどりの基本計画」の策定支援業務を受注されました株式会社地球スケッチの山下様にも御参加いただいておりますので、御承知おきください。

なお、代理出席者の方につきましては、審議会の定足数に含めないこと、議決権を付与しないこと、謝金及び旅費を支給しないこととして、その運用を要綱に定めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、これから議事進行につきまして、古賀会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

#### ○古賀会長

皆さん、こんにちは。

前回、7月1日の緑化推進会議でも暑いとかそういう話をしたと思いますが、9月にもなったというのに、とても暑い日が続いていますね。3年連続で夏の平均気温が更新したという話もありますし、実際、僕も朝霞駅から歩いて来たのですが、とても暑くて、こんなときに外はちょっとつらいなと思いながら。

実は、週末ちょっと大阪万博にも行ってきたのですが、せっかくなので大屋根リングを一周しようと思ったのですが、あそこは海の側なので結構風が通っていたとはいえ、今日と同じようなすごい天気の良い日だったので、やはりすごく焼けるし、日傘は飛びそうになるし、そんなときに思ったのが、その後にみどりの下とかに下りたら、すごく涼しかった。そういうときに、やっぱりそういうみどりのクールスポットって大事だと実感しながら、今日朝霞に来て、朝霞を歩きながらすごく暑いと思ったときに一番最初に思い付いたのは、やっぱりシンボルロードですね。あのシン

ボルロードって、とんでもないみどりのボリュームがあるので、あそこに入った瞬間にすっと何か天然のエアコンじゃないけれども、やはりすごく涼しい感じがします。また、黒目川の側の遊歩道も、あれだけ川が通っていると風が流れるのでとても涼しいですし、確かに、冬場は寒いかもしれませんけれども、そういった意味でやっぱり季節感の感じられるこの朝霞市というのは、みどりとか水とかそういったことをやっぱり考えていかなければいけませんので、そういったことを今回、地球スケッチが分析してくださった結果が、ここにとんでもない厚みで出ております。そういったものを今日皆さんと、この厚みに負けない熱い議論をしながらまとめていくというか、いろんなことを活発に議論を交わしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

伺ったところ、前回、農業関係の御質問が多かったので、今日そちらの課の方、大瀧産業振興課長に出ていただけているという話がありますので、そういった御意見もまた、活発に交わしていきたいと思いますので、本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従い会議を進めたいと思いますが、この会議は、原則公開の立場をとっております。本日、この会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる際は、傍聬人の入室を許可したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局、傍聴者の確認をお願いいたします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

傍聴希望者は、いません。

○古賀会長

それでは、会議の途中からの傍聴者の入室につきましては、その都度、皆様の了承を得ることなく、事務局で傍聴者を入室させますので御了承ください。

続きまして、本日の配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、本日の会議資料について確認させていただきます。

事前配付しました資料につきましては、7点ございます。

1点目が、本日の次第。続きまして、資料1、「みどりの指針（案）について」。資料2、「施策方針（案）について」。資料3、「地域別カルテと地域別計画における方向性」、参考資料1、「令和7年度第1回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針」。参考資料2、「基地跡地見学会アンケート要点記録」。参考資料3、「朝霞市みどりの基本計画策定支援業務工程表」。

以上となります。

こちらで、資料の訂正をお願いします。参考資料2、こちら1枚目の右上に「第2回朝霞市緑の基本計画序内検討委員会」と記載してございますが、正しくは、「第2回朝霞市緑化推進会議 参考

資料2」でございます。申し訳ございませんでした。

以上になります。資料はおそろいでしょうか。不足などございませんでしょうか。

資料の確認は、以上となります。

○古賀会長

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

---

◎2 議題 (1) みどりの指針(案)について

○古賀会長

次第の2番目、本日の議題は「議題(1) みどりの指針(案)」と、「議題(2) 施策の方針(案)」と「議題(3) 地域別カルテと地域別計画における方向性」です。いずれの議題も重要な内容となりますので、皆様と活発に意見交換ができるべと考えております。

特に(1)と(2)につきましては、計画書に掲載する具体的な案をお示ししておりますので、それらを踏まえながら御議論いただければと思います。

どうぞよろしくお願いします。

それでは、「(1) みどりの指針(案)」について、事務局から説明をお願いします。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

それでは、資料1「みどりの指針(案)」について御説明いたします。

本計画では、みどりの将来像「朝霞らしいみどりをみんなで育み暮らしに生かすまち」の実現に向けた施策を位置付けています。この施策において、グリーンインフラの理解や取組が浸透し、みどりの多面的な働きが上手に生かされたまちづくりが展開されるように、みどりの指針を位置付けています。

指針の構成は、三つの基本方針に対応しており、一つ目が「みどりのチカラを上手に生かす指針(グリーンインフラ指針)」としております。二つ目は、「みどりを支える仕組みの指針(グリーンマネジメント指針)」としております。三つ目は、「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針(グリーンプロモーション指針)」としております。

一つ目の「みどりのチカラを上手に生かす指針」は、みどりの多面的働きの10の視点ごとに指針を示しております。

2ページを御覧ください。

「健全な水循環を支えるみどり」のページ、10の視点に基づく指針については、「基本的な考え方

方」「取り組み」「期待される効果」の構成で各ページにまとめております。

この指針は、まち全体が雨をやさしく受け止める大きなスポンジとなることを目指すもので、雨水をゆっくり地面に浸透させ、地下水をかん養しながら水害を防ぐ健全な水循環を育てるとしています。

「取り組み」としては、「みどりを守る」「雨水を地下に浸透させる」「雨水を一時的に貯めてゆっくり流す」「まちづくりの中で連携させる」の四つとしております。

「みどりを守る」では、既に優れた水循環効能を果たしている既存のみどりを保全し、その機能の更なる強化を目指すとしています。「雨水を地下に浸透させる」では、市街地面において浸透枠等の設置により、浸透能力の回復を目指すとしています。「雨水を一時的に貯めてゆっくり流す」では、雨水貯留施設や屋上・壁面緑化等の設置により、洪水のピークの平準化を目指すとしています。「まちづくりの中で連動させる」では、まちづくりにおける雨水貯留浸透能力の向上に係る一的な取組を目指すとしています。

「期待される効果」としては、溢水被害の防止、湧水の保全、河川や水路の平常時流量の確保、水質の向上、水辺の生態系の保全などを挙げております。

3ページ、「都市の気温上昇を緩和するみどり」のページを御覧ください。

この指針は、まちのヒートアイランド対策を推進するため、みどりと水が持つ自然の冷却機能を効果的に取り入れたまちづくりを目指すものです。樹木がつくる木陰や葉からの蒸散作用がもたらす涼しさと、水辺が持つ高い比熱による急激な温度変化を抑える働きを引き出すため、みどりを守り・育てるとしています。

「取り組み」としては、「みどりを守る」取組として、都市の気温上昇を抑制するクールアイランドとして既存のみどりを保全し、その機能の強化を目指す内容のほか、「緑化の推進」「効果的な遮熱植栽」などの取組を位置付けています。

「期待される効果」としては、都市の中の森や植栽によって、都市の気温上昇が抑制されるなどを記述しております。

4ページ、「地球温暖化防止に貢献するみどり」のページを御覧ください。

この指針は、二酸化炭素の吸収源となるみどりを守り・育てるることを通じて地球温暖化防止に貢献することを目指すものです。

「取り組み」としては、炭素固定に係る直接的な取組と間接的な取組に分けて記載しております。まず、「炭素固定に係る直接的な取り組み」としては、「みどりを守る」取組として二酸化炭素の吸収源となる既存のみどりを保全する内容のほか、「みどりを育てる」取組として、緑化推進による吸収源となるみどりを増やす内容を記述しております。

「炭素固定に係る間接的な取り組み」としては、「炭素固定を促進させる」取組として、「剪定枝等の有効利用」「バイオ炭の土壤への有効利用」「木材利用の促進」を位置付けているほか、「その他の取り組み」としてカーボンニュートラルを目指した様々な取組を記載しております。

「期待される効果」としては、まちなかに大小様々な形で育まれるみどりは二酸化炭素を吸収する「肺」として機能し、地球の未来を守る重要な基盤となることなどを記述しております。

5ページ、「生き物の生息空間となるみどり」のページを御覧ください。

この指針は、朝霞市の自然を未来につなぎ、人と生き物たちが共に息づく持続可能なまちの実現を目指すもので、エコロジカルネットワークの考え方に基づき、みどりをつなぎ、質を高めることで、地域全体の生態系を豊かにし、住みよいまちを育んでいくとしています。

「取り組み」として、二つの視点を設けており、一つは「エコロジカルネットワークの形成」としています。内容として、「良好な生物生息地（核）の保全」「移動経路（回廊）の保全と充実」「飛び石効果の充実」を掲げております。もう一つは、「生息地の質の向上」として、「多層構造のみどりの構築」「異なる植生の境界をつくる」「在来種・郷土種の優先的利用」を掲げております。

この視点に基づき、「既存の生物生息地の保全」として、樹林地や農地、草地や湿地、湧水の保全を記述しており、「新たな生息環境の創出」として、「都市公園の整備」「公共施設の緑化」「民有地の緑化」「屋上・壁面緑化の推進」を記述しております。

「期待される効果」としては、生き物にとっての「すみか」の確保や、生き物の移動を促すことによる地域生態系全体の強化が挙げられます。また、郷土種の優先的利用は、地域本来の生態系を維持することになる記述をしております。

6ページの「まちの美観・郷土の風景を形成するみどり」のページを御覧ください。

この指針は、まちの美観や郷土の風景を形成するみどりを守り育てることを通じて、朝霞らしさを未来に継承していくことを目指すものです。

「取り組み」としては、「朝霞らしい景観の保全」「潤いのある景観の育成」「みどりの維持管理と活用を通じた景観の保全と育成」の項目を設けております。「朝霞らしい景観の保全」は、「基地跡地のみどりの保全」「斜面林の保全」「大径木の保全」、黒目川をはじめとする「河川景観の保全」「桜並木の保全」「農地の保全」を挙げております。「潤いのある景観の育成」では、「都市公園の整備」「街路樹の整備」など都市緑化の項目を挙げております。「みどりの維持管理と活用を通じた景観の保全と育成」では、「市民との協働による管理」の充実、「みどりの専門家による支援」「みどりの散策路の回遊性の向上」、桜まつりやウォーキングイベントなど「みどりを活かした地域イベントの推進」を挙げております。

「期待される効果」としては、朝霞らしさを象徴するみどりの継承、潤いのあるまちの景観の形

成などを挙げております。

7ページの「暮らしに息づく農業活動の場となるみどり」のページを御覧ください。

この指針は、市民の暮らしを支え豊かにする身近な農業を守り育てることを目指すものです。農業担い手の育成など生産基盤の強化に努めながら、農業体験や地産地消の取組、農地が持つ多面的機能の理解促進を図り、身近な都市農業の育成を目指すとしています。

「取り組み」としては、「都市農業の生産基盤の充実」「農業の大切さを学ぶ」「農を楽しむ暮らしの実践」の三つの項目を設けております。

「期待される効果」としては、農地の減少抑制、地産地消の促進のほか、農地が残されることによる都市型水害の緩和や生物多様性保全などを記述しております。

8ページの「健康づくりの場となるみどり」のページを御覧ください。

この指針は、みどり豊かな遊歩道などの「健康資産」の充実により、市民の身体活動を促し健康増進を目指すものです。

「取り組み」としては、「まちの中の「健康資産」の充実」として、「歩道の連續化」「人にやさしい機能の充実」「健康遊具の配置」「健康増進につながる公園緑地の充実」を挙げております。「健康増進につながる公園緑地の充実」には、歩行機能を鍛える園路や園芸療法を取り入れた植栽地の設置など、多様なアプローチから健康増進につながる公園緑地の充実を目指すとしています。「健康増進プログラムの充実」としては、「トレイルマップの充実と周知」「健康増進イベントの促進」を挙げております。

「期待される効果」としては、みどり豊かな歩道や健康遊具等のまちの「健康資産」の充実によって、市民の身体活動が促され、健康増進が期待されると記述しています。

9ページの「身近な遊び場となるみどり」のページを御覧ください。

この指針は、子供たちが安全で魅力的な遊び場に等しくアクセスできるようにすることを目指すものです。本市では、子供たちの遊び場の配置に偏りがあり、公園不足や遊具のない地域が存在します。一方で、黒目川、荒川河川敷、社寺境内、農地といったみどりの空間が潜在的な遊び場となり得ます。これらの現況を踏まえ、子供たちが安全で魅力的な遊び場に等しくアクセスできるよう多様な環境整備を目指しますとしています。

「取り組み」は、「身近な公園の充実」「市民協働による遊び場の創造と管理」「みどりのストックを活かした遊び場の創造」の三つを挙げております。「身近な公園の充実」は、公園が不足する地域の解消に向けた取組を位置付けているほか、「都市公園の再生・再編」について取り上げています。

「市民協働による遊び場の創造と管理」については、公園を柔軟に使いこなしていく時代において、維持管理とともに運営管理が重要になると考えられることから、公園整備時の合意形成や公園

サポーターやプレーパークの充実を挙げております。

「みどりのストックを活かした遊び場の創出」は、身近な都市公園の不足解消のため、都市公園以外の子供の遊び場としてポテンシャルがあると考えられる河川空間や樹林地等について、活用を検討する内容を記述しております。

「期待される効果」としては、みどりのストックを活用した身近な遊び場の確保により、公園空白域が減少するなどを記述しております。

10ページの「にぎわいや交流の場となるみどり」のページを御覧ください。

この指針は、市内の様々なみどりのストックをいかしたにぎわいや交流の場の創出を目指すものです。身近な場所で多様な活動を楽しみ、地域コミュニティが育まれるように、既存のみどりや公共空間を最大限に活用し、魅力的なにぎわいや交流の場の創出を目指すとしています。

「取り組み」としては、「にぎわいと交流の場となるみどりの充実」「水辺空間の魅力向上と活用促進」「コミュニティと連携したにぎわい創出」の三つを挙げております。

「にぎわいと交流の場となるみどりの充実」では、現行のイベント実施空間の活性化のほか、里山や農地のイベント等利活用について記述しております。「コミュニティと連動したにぎわい創出」では、大規模イベントだけでなく地域の小規模イベントの開催を促進する内容を記述しております。

「期待される効果」としては、地域コミュニティの活性化、潤いや学びの機会の提供、まちや地域への愛着の醸成、まちづくりに参加する意識の向上などを記述しております。

11ページの「防災拠点となるみどり」のページを御覧ください。

この指針は、身近な公園の充実などの災害時の安全な防災拠点の確保により、災害に強いまちづくりの一助を目指すものです。

「取り組み」としては、「公園の防災機能の強化」「公園不足域の解消」「みどりのストックの活用」を位置付けております。

「期待される効果」としては、避難体制の強化、一時避難場所や延焼防止帯など災害時の役割が期待されるなどを記述しております。

12ページの「みどりを支える仕組みの指針」を御覧ください。

この指針は、朝霞市のみどりの財産を未来に育み、多様な人々が連携してその価値をいかすための考え方を示したものです。

指針は、図に示すとおり、「参画の環を育む」「みどりを使いこなす」「みどりの価値を学ぶ」「支援体制を充実する」の四つの柱で構成しています。

「参画の環を育む」では、「みどりの担い手の育成と裾野拡大」「担い手間のネットワーク構築と

協働促進」を位置付けております。

「みどりを使いこなす」では、「公園等の市民協働管理と魅力向上」「多様なニーズに対応するみどりの柔軟な活用」を挙げており、みどりの空間を単に保全する場所から市民が主体的に使いこなす場所への方針をうたっております。

「みどりの価値を学ぶ」では、「みどりの現状把握とモニタリング」「みどりの多面的価値の評価と普及啓発」を挙げており、みどりが持つ価値を見える化し、普及啓発につなげていく内容を記述しております。

「支援体制を充実する」では、「多様な財源の確保と運用の強化」「みどり公園分野のDX推進」「多様な主体の連携によるみどりづくり」を挙げており、市民や企業のみどり活動を安定して支えるための支援体制の充実を目指すとしています。

13ページの「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針」を御覧ください。

本計画では、みどりを「ただ守るもの」としてだけでなく、市民一人一人が「楽しみ、参加し、そして一緒に新しいものを作り出す」ような暮らしや文化の中で育まれるものとして位置付けました。

この指針は、「みどりの魅力の発見」「みどりのある暮らしの実践」「多様な担い手との共創」を通じて、みどりがもたらす多面的な恵みを分かち合い、次世代へと続く持続可能な暮らし方の実現に向けた提案を行っています。

「みどりの魅力を見つけよう」では、イベントや情報発信を通して、みどりへの興味を深め、日々の生活にみどりを取り入れるきっかけを提供する内容を記述しております。

「みどりのある暮らしを取り入れよう」では、市民一人一人が、自らのライフスタイルに合わせて気軽に参加できる、多様なみどりの活動メニューの充実を図ることや、活動の輪を広げることで「みどりのある暮らし」を特別なものではなく、日常の風景として根付かせることを目指すことを記述しております。

「共にみどりを育て未来につなげよう」では、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、新たなみどりの価値を共に創造する「共創」のステージを目指すとしています。

以上となります、このみどりの指針は、朝霞市のみどりの課題の解決に向けた長期的な取組の方向性を示すものとして位置付けております。施策の実施においては、指針の内容の実現を目指し配慮するものとして検討しております。この位置付けにおいて案を検討しました。

資料1の説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございました。

資料1について、事務局から説明がありました。

資料1について、何か御質問や御意見がありましたら、挙手にてお願ひいたします。

余りにもボリュームが多いので、考える時間が必要なのかと思いますが、先ほど事前に打合せをさせてもらった中で（1）（2）は関係するので、（2）も含めて、（3）も含めてですね、関連していくので、質問が別に（3）のときに（1）の内容でも構いませんので、気付いたとか、振り返りながら御意見があれば、そのときに御質問はお受けしようと思いますので、今すぐというわけではないので、ちょっと考えていただければと思います。

田島委員、お願ひします。

○田島委員

これを見て、みどりって本当にすごいなと改めて思いました次第です。この資料、すごくよくできていましたし、私自身の率直なあれですけれども、例えば小学生、中学生、高校生、大学生、それに見合ったような内容にして、これを教材として使えるのではないかなど。

私は、先ほども言いましたが、この資料は本当にすばらしいと思いますし、これをまず、市民の皆様への啓発に使わないと、本当にみどりの大切さがいっぱい書いてあります。なるほど、こうだなと思うのですが、まず市民の皆様に、私自身もそうですけれども、これを見てこんなにすごいんだと。繰り返しますが、みどりの大切さを改めて知ったのですが、まずは、若い方たち、若い方たちに限らず、市民の皆様にやっぱりみどりの大切さをもう一度啓発する必要があるのではないかと思います。私自身、大変勉強になりました。ありがとうございました。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員

御説明ありがとうございます。

資料、随分分かりやすくまとめていただいた感じを受けておりまして、形が随分見えてきたなどというふうに思っております。そういう中で、何点かちょっと確認したい点がございまして、御質問ということでお願いしたいのですが。

まず、1点目が6ページ目です。「まちの美観・郷土の風景を形成するみどり」という中で、「朝霞らしい景観の保全」のところで「河川景観の保全」ということで記載があるのですが、ここで「護岸の緑化や自然再生を通じて守り」とありますが、護岸の緑化という形で、壁面緑化に近いような表現なのですが、我々河川管理者としても、護岸緑化というのはあまりやっていなくてです

ね。多分、この趣旨は、恐らく多自然川づくりをやったところとかが、下に護岸をして、その上に土を覆土して隠し護岸というのをやっているのですが、そういったことを護岸の緑化と言っているのかなというふうには理解したのですが。例えば分かりやすく、またそこで隠し護岸と言ってしまうと、ちょっと専門用語的になってしまって、河川空間において、自然環境や生物環境の創出をして、憩いの場として価値を高めるとか、何かそういった表現の方が良いのではないかなどちょっとと思いましたので、御検討いただければと思います。

あと、その次の「桜並木の保全」とありますが、ここに桜並木の「手入れや計画的な植え替え」とありますて、ここは、ちょっと気になってしまふのが、これは、主体がどちらになるのかなと。県なのか市なのか、どっちかなというのがちょっと気になりますて。というのは、上の模式図を見ると、多分この桜並木というのは、上に書かれている河川の脇の「桜堤」と書いてあるのですが、多分これは黒目川のことかなと思いまして。その辺、市でいいのかなと理解してしまっているのですが、その辺ちょっと教えていただければと思います。

それと、ちょっと違う視点での部分になるのですが、ちょっと飛びまして12ページですが、「みどりを支える仕組みの指針」というところで、ここに「参画の環を育む」という中では、「市民、団体、企業、行政が協力し合う」というような表現があって、特に、その企業の面では、その下の中では、財源の確保とか官民連携のプラットフォームとか、そういった中での民間とか企業の方の参画を示してあるのかなと思ってはいるのですが、これをもう一步前に踏み出すというか、「Park-PFI」というのがもう随分前からあって、結構、県内の市でも、新しく整備する際にPark-PFIという手法を使って、民間が整備していただいて、その後運営もしていくという、そういったスキームもあってですね、これは、あくまで施策の方針の方なので、そういったものも絶対やるというわけではなくて、状況によっては、新しい公園整備をするとき、不足している公園もあるというのが、後ろの方の資料でも出てきますけれども、そういった手法を書いておくのはどうなのかなど。書いたことによって、実際やろうとしたときに、こうやってちゃんと上位計画に方向性を示していますというのが言えた方が、後でも使えるのではないかというふうにちょっと感じました。

以上でございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

御回答の方は、いかがですかね。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

6ページの「河川空間において」といった文言につきましては、修正の方、させていただきたい

と思います。

「桜並木の保全」に関しましては、こここのところ、朝霞県土事務所と協議中のところがあると思います。ちょっと表現のところは、修正させていただきたいと思います。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

12ページの「多様な財源の確保と運用の強化」につきましては、いろいろと御指摘いただきましてありがとうございます。もう少し財源の確保の多様性の検討は、またいろいろと調査してどういった表現を盛り込めばいいのか。10年分の計画になりますので、多様なものを載せた方がいいとはこちらも認識しておりますので、調査研究させていただければと思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員

8ページの「健康作りの場となるみどり」というところですが、「みどり豊かな遊歩道などの「健康資産」の充実により、市民の健康増進を目指すものです。」ということですが、直接、緑化推進とは関係ないかもしれません、最近健康ブームで、堤防の上をウォーキングする人、ランニングする人がたくさん見受けられます。黒目川等は、何か所かアンダーパスで歩道を作っているところもあるかと思うのですが、まだ完全にはなっていなくて、もちろん、河川の事業は埼玉県の方ですから、朝霞市がどうのこうのというわけではないのですが、新河岸川の方と両方見合させて、アンダーパスがまだできていないところは、作っていただけるように県の方に要望はできないのかなと。

特に、橋が架かっているところは、やっぱり交通量が多いですから、そこまでは堤防の上を来て、そこから今度車道に飛び出してくれるというところも見受けられますので、危険なこともあるので、もし県の方と協議ができるのであれば、お願いしたいなと思います。

○古賀会長

ありがとうございます。

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

御意見ありがとうございます。

朝霞市においても、朝霞県土整備事務所には、年1回、様々な御要望の方を提出していただく中で、やはり黒目川の遊歩道の護岸のアンダーパスのお話もさせていただいているところではございます。

ただ、高橋委員のおっしゃるとおり、連続性のある遊歩道でウォーキングだったり、皆さん御利用されていただいているのですが、どうしても河川の構造の都合上、付けたくても付けられないような条件などもございますようなので、その辺はまた、朝霞県土整備事務所とお話をしながら、可能な範囲で取り組んでいただけるようにまたお話しできればと思っております。

以上です。

○古賀会長

ほか、御意見ありますか。

青木委員。

○青木氏（本多委員代理）

商工会の本多委員の代理の事務局の青木と申します。御説明ありがとうございました。

私も、本当にこの案はすばらしい案だと思っておりまして、商工会の立場から言わせていただくと、2ページにある、例えば「雨水を貯める施設の設置」とかですね、このすばらしい計画を実行するに当たって、いろんな施工だったり維持管理、出てくると思うのですが、入札の決まり等は、市のいろんな決まりがあると思うのですが、是非とも市内の建設業者とか造園業者、すばらしい会社がたくさんおりますので、その会社が、是非こういったものを取り組めるように、失礼な言い方ですと、市外の会社が入札で取って、下請けに市内の業者がやるような仕組みではなくて、直接、市内の業者が取れるような仕組みしていただきたいなと思っております。

また、朝霞市産業振興課にリフォーム補助金という補助金があって、一般家庭やお店のリフォームの補助金があるのですが、この雨水の設置の部分についても、市内の業者を使えば補助金がもらえるような仕組みなんかも作っていただければ、いろんな活用も出てくるのかなと思います。

いずれにしても、すばらしい案でございますので、是非、実行していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

御意見ありがとうございます。

市内業者の活用につきましては、契約検査課の方で入札なり随意契約の指針などを作成している

ところで、市内業者の活用という文言もうたっているところではございますが、委員おっしゃるところ、やはり市内業者あっての、市の業務も多大に担っているところもありますので、今日こういった御意見があったことは、改めて担当課の方には伝えさせていただきます。

以上です。

○古賀会長

ほか、御意見大丈夫ですか。

堂本副会長。

○堂本副会長

すごく力作だと思うのですが、1点ちょっと私自身が気になるのが、基地跡地のことですが、こういう整理でするとですね、基地跡地も同列で書かれていますから、なかなか無償譲渡も書けないようなのですけれども、少なくとも、このみどりの基本計画の今後の整備を考えると、基地跡地を担保できるかどうかが、一番大事かなと僕は思うんですけど。そこがもうちょっと注目されるような書きぶりというのは、どこかに入れられないのかなというふうに私は思いました。

なかなか難しいのでしょうかけれども、何かそこが一点欠けているというか、入れたいなという気がいたします。それがなくなると、このみどりの基本計画の重要な部分も抜けちゃいますよというような表現が、どこかにあるといいかなというふうに思いました。ちょっと今、具体性がなくて申し訳ないのですけれど。

○古賀会長

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

ありがとうございます。

今、指針の方は、個別施策を行うに当たって、その施策を進めることによってどういった効果があるのかといった、先ほど田島委員がおっしゃっていた、例えば小学生とかが見て勉強になるようなといったらいいですかね、そういった指針なんですね。この後説明させていただく施策の方針の中で、基地跡地の内容にも踏み込んでおりまして、ちょっと全体的なバランスを見て、また御意見を頂ければと思います。

○堂本副会長

それは分かっているのですが、量がなければ無理だと思います。もうちょっと強調した方が良いなど私自身は思いました。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

分かりました。ありがとうございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

田島委員。

○田島委員

先ほどは、ちょっと所感的なことを申し上げましたが、先ほど鈴木委員の方からですね、6ページの「桜並木の保全」に関してありましたので。

恐らく、黒目川を一番歩いているのは私じゃないかという自負はあるのですが、私は、黒目川と柳瀬川をよく比較するのですが、どちらの桜が綺麗かといったら、やっぱり柳瀬川だと思うんですよね。なぜかというと、柳瀬川の桜というのは、目の高さに花が咲くんです。千鳥ヶ淵公園なんかもそうですが、黒目川の桜というのは、見上げないといけないですよね。だから、電車から見るとすごく綺麗なんですけども、歩いていると、やっぱり柳瀬川の方が綺麗だなど。ちょっとそれは、人それぞれだと思いますが。

ちょっと申し上げたいのは、黒目川の桜は、かなり年を取っています。早く植え替えというか、新しい桜を植えていかないと、あれは、何年か後には恐らく枯れると思います。専門家ではないので分かりませんが、柳瀬川の桜は、まだ若いんですよね。黒目川の桜は、見るからにかなりお年寄りというか、年を取っているんですよね。ここにも「植え替えによって健全に維持し、後世に継承します。」とありますが、これはもっと早くやらないと、本当に大切な桜が枯れてしまうのではないかと。それから、結構歯抜けというか隙間も空いていますので、是非、その辺ですね、私、黒目川が大好きなので、桜並木の保全、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木委員

今、田島委員の方から、柳瀬川と黒目川の桜の比較の話をいただきまして、一言私も言わなくてはいけないかなと思って、ちょっと発言させてもらいますけれども。

桜の並木の距離もですね、柳瀬川の方は、志木市から始まって新座市内まで。結構、距離も長いというのもあって、特に、志木市内については、志木市がちゃんと札を付けて全部管理しています。私も去年歩いてずっと全部木を見たのですが、木がそれなりにちゃんと管理されているという感じは、多分感じていらっしゃるのかなとは思っています。

それに反して、その先の新座市と黒目川については、植えたまんまで、特に管理、適切な剪定でとかそういったものはしていない状況なので、木を見た感じでの差は感じられているのかなというふうには思っておりますが、ただ、その木を見る限り、枯れ枝はありますが、そんなに虫に、病気にかかっているという状況は、余り見受けられていないなというのが、私の見ての感想でございます。

改めての話になってしまいますが、ここにある「健全に維持し、後世に継承」ということは、枯れたら多分、またそこに植えていかなくてはいけない。今の間隔はすごく密なので、本当は2分の1ぐらいの間隔で十分、ソメイヨシノの場合はいいのですけど、とはいって、やっぱり枯れてきて間隔がいっぱい空いてしまうと、補植という話が必要になってきますし、そうじゃないと維持して後世に渡していけないという、非常に大きい問題があるなと思っています。

そこが、私ども河川管理者として、桜の木を植えるというのは基本的にしているんですね。なぜかというと、すいません、縦割り的になってしまいますが、河川施設として必要なものではないということと、今の位置に植えるというのが、非常に、ぎりぎり河川の堤防のすぐ際なので、河川の堤防に対して影響が少しありそうな、グレーな場所なんですね。なので、そこにまた県が植えるということはなかなか難しくて、ここはやはり市の御協力、市が植えるという行為をしていただけないと、これが後世に伝えていけないというのがあるので、これは、非常に自分自身も心苦しい点になるのですが、その辺をまた市ともいろいろ協議させていただきながら、後世につながるような状態に持っていかなければいいなとは思っております。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

はい、大貫委員。

○大貫委員

桜の話が出ていたので関連したところで。どこがやるかというのを先送りにしていると、どんどん遅くなってしまうと思うのですが。黒目川ではなく目黒川、目黒区の目黒川。これは、民間の資金、あるビル会社のプロジェクトで、保全したり再生していくということをやっていますけども、そういうものを市の方で活用していったり。一概に手を挙げたからといって、はいどうぞというわけではなく、抽選だったり選定があったりということだと思いますが、そういうところにチャレンジしていくというお考えはないんでしょうか。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

御意見ありがとうございます。

今、鈴木委員からもお話が合ったように、例えば黒目川の桜並木に関しましては、遊歩道を占用させていただいている道路整備課だったり、当然、みどりの担当としてみどり公園課も所管していて、会議体というか打合せの方を行っておりまして、その中で、大変すばらしいアイディアだと思いますので、情報を共有して、皆さんで検討していただけないかというお話は出させていただければと思います。ありがとうございます。

○大貫委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○古賀会長

ありがとうございました。

ほか、御意見ありませんか。

それでは、内容に質疑がないようではないんですが、まだ続きますので、議題の2の方に移りたいと思います。

---

◎2 議題 (2) 施策の方針(案)について

○古賀会長

では、議題(2)「施策の方針(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、議題(2)「施策の方針(案)について」、御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

こちらが、現在の施策の体系図になります。前回の会議では、個別施策を所管する各部署と調整する前の案をお示ししたところでございます。その後、府内関係課からの意見を伺い、反映させるとともに、改めて内容の精査、集約等を行った結果、現在はこのようになっております。

全体の構成に変更はなく、左から「基本方針」「施策の柱」「基本施策」「個別施策」を示しております。基本方針1で掲げているものが、ハードに係る施策、基本方針2・3で掲げているものが、ソフトに係る施策です。

前回からの主な修正点としては、「施策の柱」につきましては、基本方針1の施策の柱を6項目から5項目に集約しました。これは、施策の柱1-1、「樹林地と農地の保全」が元々別建てになっていたものを集約したためです。理由といたしましては、元々ソフト施策が「農地の保全」に多く掲

げられていたため、それらを基本方針2・3の施策に振り分けた結果、施策の柱に対して基本施策が一つになってしまったため、施策の柱を集約いたしました。

「基本施策」につきましては、施策の柱1－2「水辺の保全」の基本施策を3項目から2項目に集約しました。これは、元々基本施策として「湿地の保全」を項目建てしていましたが、個別施策が一つしかないため、「河川の保全」に集約したためです。

ほかには、施策の柱2－2「みどりをしなやかに使う仕組みづくり」の基本施策を、3項目から2項目に集約しました。これは、元々基本施策として「みどりのストックの柔軟な活用」を項目建てしていましたが、「多様なニーズに対応するみどりの確保」に内容を集約したためです。

そのほか、「個別施策」につきましては、内容が重複しているものの集約や、文言の修正等を行っております。

次のページを御覧ください。

2ページ以降は、「施策の方針」として、各個別施策について表にまとめたものです。

表に設けた項目として、一つ目が右上の「実施状況」です。こちらは、「継続」か「新規取組検討」のいずれかに分けて、既に取り組んでいるものか、今後新たに取組を検討するものか、分かるようにしております。二つ目が「方向性」です。こちらは文字どおり、個別施策の方向性や目的を記載しております。三つ目が「内容」です。こちらも文字どおり、個別施策の内容や現状、大まかな目標などを幅広く記載しております。四つ目が「実績」です。右上の「実施状況」が「継続」の個別施策については、基本的に今までの実績を記載しております。五つ目が「対応指針」です。資料1でお示ししたどの指針に対応した個別施策か分かるようにしております。六つ目が「関係者」です。各個別施策を推進するための関係者を記載しております。「行政」や「市民」が多く記載されますが、施策の内容によっては、「企業」や「農業従事者」など記載しているものもございます。最後七つ目が「担当課」です。各個別施策内容を所管する課を記載しております。

こちらにつきましては、前回会議で施策体系について各委員から頂いた御意見を可能な限り反映させるとともに、各個別施策を所管する課が一度内容を確認・精査したものでございます。ただ、これから細かい文言の修正など、改めて内容を精査する必要があると考えています。最終的には、施策体系が決定した後、この中から重点施策を幾つか定めて進捗管理することを考えております。

資料2の説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

資料について、事務局から説明がありました。

先ほど説明がありましたように、対応指針のところで先ほどまで皆様と議論しておりました、み

どりの指針の部分も絡んできますので、確認していく中で（1）についても質問がありましたら、併せて伺いますのでよろしくお願ひいたします。

御意見、御質問ありますでしょうか。

柴野委員。

○柴野委員

この資料の中の「関係者」の欄ですが、「行政」や「地権者」「市民」等々ありますが、例えば新たな条例とか規則を伴うような内容というのがあるとすれば、議会というのは、「行政」とはまた別ですかね。議会を伴うような施策というのはあるのかなと。ちょっと分からなかつたので、その辺がどうなのかちょっと教えていただきたいなと。

○古賀会長

その辺り、回答いただけますでしょうか。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

御意見ありがとうございます。

恐らく、今委員がおっしゃっているのが、例えば4ページの「⑥市民緑地制度等の活用」という新しい制度をこれから活用していこうというものがある中で、そういったものを活用するに当たり、条例とかそういうものを定める場合は、議会とも関係しているのではないかということで、「関係者」の欄にその旨も記載した方がいいのではないかというお話だったと思うので、内部でも検討させていただきます。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますでしょうか。

大橋委員。

○大橋委員

1ページの施策の方針（案）ですが、これは、一般市民の方が最終的にこの文章みたいのを見るようになるのでしょうか。もし、なるとすれば、多分ここにいる方々は、十分皆さん分かっていると思うのですが、片仮名用語が結構難しいのではないかと思いまして。例えばウォーカブルな空間とか、インクルーシブなデザインとか、グリーンインフラとか、シティプロモーションとか、公園DXとか、そういう言葉の注釈みたいなものがあつたらいいのではないかと思いまして。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

片仮名が分からぬ方もいるのではないかという御意見は、今までの会議でも御意見を頂いて、なるべく片仮名を使わぬよう資料の作成は進めているところでございます。

ただ、まだある程度片仮名用語があるということで、注釈を入れられる部分については、もちろん入れられるように検討いたしますし、今の既存の計画書でもそうなのですが、最後に用語集というページを設けて、ぱっと見て分からぬ用語については、そちらで説明するということを検討しています。

以上です。

○大橋委員

ありがとうございます。

○古賀会長

ほか、ありますでしょうか。

田島委員。

○田島委員

度々申し訳ありません。2点ございます。

資料の2ページ目、1-1の「②保護地区・保護樹木制度の運用」の「内容」の○の三つ目、ちょっとこれは分からぬので教えてほしいのですが、「かけがえのない緑を将来に残すため、保護地区・保護樹木に指定していただける方を募集しています。」という意味が、これは、人を募集しているのか、それとも、地区とか樹木を募集されているのか、どちらのかなというのがちょっとよく分からなかつたので。指定していただける人を募集しているのか、あるいは、保護地区・保護樹木そのものを募集しているのかという点ですね、これが一点。

それからもう一点、ちょっと気になったのが、同じく2ページ目の上の部分ですね。①「特別緑地保全地区の指定」の「内容」で「樹林地などの緑地を担保する規制力が強い手法で、現状凍結的に保全する制度です。」とあります。私、よく分かっていないのですが、ちょっと認識が違っていたらすいません。「令和7年度 第1回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針」というのを参考資料1でまとめていただいておりますが、この9ページの方に、事務局の方から、「みどりの基本計画で何ができるか」というと、簡単には特別緑地保全地区に指定はできないが、「うんぬん」というお話があったのですが、それに対して高堀委員の方から「市として、そのようなことを発信してもよいのか。所有者が売却を滞るような状況を生んでしまうことを市はできるのか。」というお話があったのですが、これは、同じ内容なのでしょうか。この辺がよく分からなかつたので、2点御説明いただければと思います。

○古賀会長

まずは、保護樹木の方はどうですか。保護地区・保護樹木。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

保護地区・保護樹木の記載内容ですが、「指定していただける方を募集しています。」という記載。要は、保護地区・保護樹木に指定できるものを持っている人を募集していますという内容になります。書き方については、御意見もありましたので再度検討いたします。

2点目の特別緑地保全地区についてということで、特別緑地保全地区制度としては、緑地を都市計画法の網を掛けて、基本的に未来永ごう緑地として管理していくというものに指定するのが、特別緑地保全地区になります。これは、勝手にできるのかということについては、もちろん所有者の合意があってできるものになります。ごめんなさい、回答になつていなかつたら申し訳ないのですが。

○田島委員

私も専門ではないので、よく分からぬのですが、何となくニュアンスとして、所有者の権利だと思うので、その辺のことを高堀委員はおっしゃっていたと思うのですが、その辺がどうなのかなというのをちょっと確認ということで、質問させていただきました。

○古賀会長

ほか、御意見ありますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員

12ページですが、上の段の「②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全」というところの「実績」の部分ですけれども、一番下にある「・」の五つ目、河川管理者である県に対して、要望書を毎年提出というのがあるのですが、内容を我々も調べたのですが、毎年要望書的に頂いているのが、きれいなまちづくり運動を実施する際に、その事前の草刈りをしておいてくださいという書面を頂いてはいるんですが、そのことなのか、それとも、いろいろ河川に限らず道路も含め、全体のいろいろ要望等を頂いているので、そういった中の一つとしてということなのか、その辺がはつきり分からなかつたので、何を指しての記載か教えていただければと思います。

○古賀会長

村沢審議監。

○村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

毎年埼玉県の方に、県土整備事務所の方に、翌年度の予算を取る前に、市として国道や県道、あ

とは河川、あとはPTAからの要望事項など、そういったものを要望書としてお渡ししています。その中のページに、恐らく自分の記憶なのですが、河川の浚渫とかそういったものが含まれていたような気がしていまして、もちろん、遊歩道の草の刈り方も入っていたとは記憶していますが、今回のこの環境保全という項目で言えば、それのことではないかというふうに記憶しております。

○鈴木会長

分かりました。浚渫とか、それは確かあった。私も記憶があります。

はい、分かりました。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

堂本副会長。

○堂本副会長

1ページ目の「施策の柱」という形で、「樹林地と農地の保全」とか「水辺の保全」とあるのですが、前も言ったか分かりませんが、基本的に、保全できずにやむを得ずなくなることがあるわけですね。場所によっては、再生できる場所も出てくるかも分からぬじやないですか。そういった意味では、「保全と再生」というふうに入れた方が、今後の10年、20年、30年を考えると、場所によっては、ここは再生できるのではないかということもあり得るのかなと思ったので、そういう言葉を入れてもいいのかなと。

要するに、今後、幅広に考えていくには、その方がみどりを維持、増やしていくということでは、なかなか維持って難しいのですが、でも、なくなったらどこかで再生するということもあってもいいのかなという感じがしたので、御検討いただければと思います。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

再生という文言を入れた方がいいのではないかということで、検討させていただきます。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますでしょうか。

大貫委員。

○大貫委員

幾つかあるのですが、1個1個言った方がいいですか。

まず、11ページの「②雨水浸透貯留の推進」の上の方、これに関しては、昨年の12月だったか、朝霞市の下水道事業経営戦略というものがありまして、これの制定について市民コメントがありました。残念ながら、下水道事業としては、雨水浸透については触れるところがほとんどなかつたというところでコメントを書かせていただきましたが、これは非常に重要なことだと思いますので、ちょっとここに書かれているのは、大規模の開発というところを視点に置いていると思いますが、一般住宅とかでも浸透枠をちょっと設けるとかいうのでも、戸数がいっぱいあれば効果としてはすごく大きいと思いますので、例えば補助金を付けるとかそういったことも検討していくのがいいのかなと思います。

なので、ちょっとこここの「実施状況」というところも、全体についての話ですが、「継続」と新規案件というのにはありますが、「継続」というのは、何か今やっていることをそのままということではなく、増強とか強化とか、継続・増強・新規みたいな感じで、ちょっとプライオリティ分けみたいなのをした方がいいかなというところです。まず、1点目がそれです。

○古賀会長

ありがとうございます。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

御意見ありがとうございます。

この説明の最後にあったのですが、この個別施策の中から幾つか重点施策を定めて、計画の進捗というものを管理していく予定です。その中で、今おっしゃられた「雨水浸透貯留の推進」というのを重点施策として前向きに検討したいと思います。

○大貫委員

御検討ください。よろしくお願いします。

2個目、よろしいですか。施策の柱1－1「樹林地と農地の保全」というところで、7ページの下に「④みどりのリサイクルの推進」とありますが、剪定した枝葉やそれをリサイクルしていく、活用していくということなんですが、この対象というのは、公に設置された公園であるとか道路の緑地帯という部分だけなんでしょうか。これは、例えば一般の民地にある緑地、それを指定するかどうかというところもあると思うんですけども、そういうものについては、対象になるんでしょうか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

もちろん、対象になると考えています。ただ、「実施状況」の欄にもあるとおり、現在まだ実績はなく、「新規取組検討」、これから推進していこうという施策になりますので、まずは、公共施設で発生したものから、それから、民有地で発生したものについても実施を検討していくということを考えています。

○大貫委員

是非とも、民有地のここら辺のみどりから出た、こういう廃棄物になってしまふものを活用していただかといいなというふうに感じていますというのが、次の話に続くところなのですが。

ちょっと主な焦点としては、2ページの先ほど田島委員がお話された、保全地区と保護樹林の制度のところですが、ちょっと具体的な話をすると、これは指定されればという話ではあるのですが、特に内間木地区は、内間木公園は別として、新たな公園を設置しましょうとか、何か新しいものを作つてみどりを増強しましょうという地区よりは、今あるものをどう保全していくか、減らさないでいくかというところなのですが、この、例えば「交付金額」、固定資産税相当額の30%、40%、50%とありますが、具体的なことを言うと、1,000平方メートル、300坪の山林名義の土地があります。これが、固定資産税が幾らだと思いますか。年間1,000円ですよ。1,000円の50%、500円もらって何の足しになるのと私は思います。

なので、もうちょっとここら辺の金額というのは、ちょっと実情に合つた形でやっていかないと。もちろん、例えば神社とかの境内にあるものを指定するとかであれば、そもそもそこにずっと樹木を置いておくという前提があつて、少しでもそこに交付金があれば助かるよというのはあると思いますが、民間の人たちが、今そういった雑木林だとか竹林だとかは、そのまま維持していくと、何も手入れもせずにというのはできないので、どうしても、剪定だとか手入れの費用が掛かる。なおかつ、先ほど言ったリサイクルの部分、そこから出てきた枝葉の部分も、市の毎週回収するところに出せるボリュームですかといつたら、もうトラックで運ぶ分量になつてしまふと産廃として処理するしかないんですよね。そのお金が馬鹿にならないので、内間木地区で起きていることというのは、もう潰してしまつて更地にして、どこかに貸しまつようということが繰り返されていると思うので、ちょっとこの補助の仕方というのを、もう少し見直した方がいいのかなというふうに感じました。

先ほどのみどりのリサイクルも、例えばここは保護地区という形で指定するのか、別のリサイクルの指定地区という、区画ということで指定するのかは別として、何らか指定されたところから出てきたものは、できれば市が無料で引き取るぐらいのことをやっていただけると、みどりの保全というのは、ちょっとそのままみどりのままにしておこうかなという気になるかなと思いますので、

ちょっとその実情、金額に換算したら地権者はどう思うだろうというところに寄り添っていただい  
て、実際の具体的な案は、今後作っていただけすると有り難いなと思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

補助制度の内容強化というお話だったので、こちらの保護地区・保護樹木制度と、ほかの制度も  
合わせて今後検討させていただきます。

○大貫委員

ありがとうございます。

市で、例えば公園でその樹木を植えてメンテナンスする費用を考えたら、民間に任せた方が私は  
安いと思うので、そこを充実してそっちを強化して、市が管理するところを少し減らした方が、私  
は結果的にいいと思いますので、是非、御検討をお願いします。

○古賀会長

ありがとうございました。

ほか、（2）（1）に対して、御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

---

◎2 議題（3）地域別カルテと地域別計画における方向性

○古賀会長

それでは、議題（3）「地域別カルテと地域別計画における方向性」について、事務局から説明を  
お願いいいたします。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

それでは、資料3「地域別カルテと地域別計画における方向性（案）」について御説明いたします。

グリーンインフラ地域別カルテは、グリーンインフラの機能別評価や市民アンケート調査の結果  
を踏まえ、地域ごとのみどりの課題を整理し、各地域において重点的に取り組む内容を検討するも  
のです。

本資料では、各地域の主要課題を整理し、地域別計画における各地域の取組の方向性を検討して

います。

左側の図は、地域別計画の地域割りを示したものです。

表1はカルテの構成となっております。1行目の「緑地率」については、本資料では未記入となっております。表2は、グリーンインフラの分析指標の構成を説明したものとなります。

2ページ、内間木地域のカルテを御覧ください。

カルテに示すとおり、上段に市民アンケート調査の主な内容、下段にグリーンインフラの効用別分析の結果要点をまとめております。また、右下に主要課題をまとめております。

内間木地域の主な課題点としては、①本地域は公園が少なく、市民アンケートでも身近な憩いの場を求める声が最も多く挙がっています。②荒川河川敷や新河岸川、朝霞調整池などの豊かな自然環境が分布していることから、これらの自然環境の保全を図りながら、遊び場や自然との触れ合いの場、体力増進の場として、柔軟に生かす方策を検討する必要があります。③使われていない農地（休耕地）が比較的多く、この地域ならではの田園風景や、そこに息づく生態系をどう守り、活用していくかが問われています。④川に近く土地が低いため、大雨による浸水のリスクが高い一方、災害時に安全を確保できる場所が不足しています。⑤近年、工場などが増え、アスファルトで覆われた地面が多くなったため、夏場の地表面温度の上昇や降雨時の表面排水の増加が課題です。

以上のように記述いたしました。

3ページの北部地域を御覧ください。

北部地域の主要課題としては、①人口の増加に公園の整備が追いついておらず、特に朝志ヶ丘や宮戸エリアで公園が不足しています。市民の公園に対する満足度も低い状況です。②市民からは「みどり豊かで安全な歩道」を望む声が多く、駅から離れた地域などで、誰もが安心して歩ける道の整備が課題です。③朝霞のみどりを象徴する黒目川は、その優れた自然環境を保全しながら、魅力を高め次世代に継承していくことが求められます。④住宅が密集しているため、ヒートアイランド現象を緩和するための緑化が重要になっています。⑤身近な防災拠点となる公園について、朝志ヶ丘や宮戸において不足しています。⑥樹林地は貴重な自然環境となっていますが、樹林の老齢化が進み「ナラ枯れ」被害が拡大しました。地区に残る樹林地を残すことに加え、持続性のある樹林地管理が求められます。⑦黒目川沿い、新河岸川沿いには良好な農業景観が広がっています。市民の暮らしを支える様々な役割を踏まえ保全が望まれます。また、宮戸緑地周辺には、斜面林と水田、河川からなる良好な農業景観が残されています。伝統的な農業景観の名残として貴重な空間であり保全が求められます。

以上のように記述いたしました。

4ページの東部地域を御覧ください。

東部地域の主要課題としては、①宅地化が進む中で、崖線のみどりや田園風景といった、この地域ならではの景観をいかにして守り、まちづくりと両立させるかが大きな課題です。②宅地化が進む中で、みどりが持つ環境調整機能（地下水涵養や水害抑制、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など）を維持していく必要があります。③点在する公園や緑地を、快適な遊歩道でつなぎ、まち歩きを楽しめるような「みどりのネットワーク」を作ることが求められています。④人口が集中する朝霞駅周辺は、公園が不足しており、子供たちの遊び場や多世代が交流できるオープンスペースの確保が求められます。一方で身近な公園整備が進められており、公園を核としたコミュニティ活動の促進も求められます。⑤身近な防災拠点となる公園について仲町から根岸台1丁目・5丁目・6丁目付近において不足しています。

以上のように記述いたしました。

5ページの西部地域を御覧ください。

西部地域の主要課題としては、①建物や道路など、水が浸透しにくい地面が多いため、大雨の際に雨水が一気に流れ出すリスクがあるほか、ヒートアイランド現象が顕著です。みどりを増やし、都市の基盤（インフラ）として機能させる「グリーンインフラ」の考え方方が特に重要になります。②住民のみどりや公園に対する満足度が低く、公園の数と質の両面からの改善が求められています。特に三原や東弁財エリアでは公園が不足しており、身近な公園の設置を望む声が多い結果となっています。③駅から離れた地域では歩道が十分に整備されておらず、安全な歩行空間の確保が課題です。④朝霞のみどりを象徴する黒目川は、その優れた自然環境を保全しながら、魅力を高め次世代に継承していくことが求められます。⑤身近な防災拠点となる公園が不足しており、特に三原などで顕著です。⑥清掃活動などの緑化活動への参加経験がある住民が少ない傾向があります。みどりへの愛着を育み、市民が主体となったまちづくりを進めるためのきっかけ作りが必要です。

以上のように記述いたしました。

6ページの南部地域を御覧ください。

南部地域の主要課題としては、①基地跡地などの大規模な緑地は、都市の気温上昇を抑え、二酸化炭素の吸収源となる、まさに「都市の肺」のような存在です。この貴重な環境を適切に管理し、その機能を維持していくことが不可欠です。②基地跡地などに大規模な公園が集中している一方で、その他の住宅地では身近な公園が不足しており、みどりの配置に偏りが見られます。③市民からは「みどり豊かで安全な歩道」を望む声が多くなっています。本町や溝沼エリアでは誰もが安心して歩ける道の整備が求められます。④基地跡地などまとまった緑地以外は建物や道路など、水が浸透しにくい地面が多いため、それらの地域では大雨の際に雨水が一気に流れ出すリスクや、ヒートアイランド現象が顕著です。みどりを増やし、都市の基盤（インフラ）として機能させる「グリ

ーンインフラ」の考え方方が特に重要になります。⑤大規模な公園以外に、地域住民が気軽に集えるようなオープンスペースが少なく、コミュニティ活性化の観点からも課題となっています。⑥樹林地は貴重な自然環境であることから、樹林地を残すとともに、持続性のある樹林地管理が求められます。

以上のように記述いたしました。

次のページを御覧ください。

7ページから9ページにて、地域別計画の方向性を示す「主要な取り組み」を案として示しております。丸数字で大きな取組の項目を示し、アルファベットで示す項目に、各地域の課題に対応する内容を記述しております。ここでは丸数字の部分を読み上げます。

内間木地域では、「①暮らしを支えるみどりの拠点とネットワークを創出する」「②田園と水辺の景観を保全・活用する」「③災害に強く、環境にやさしい地域を築く」。

北部地域では、「①暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる」「②黒目川・新河岸川を中心とした自然環境を保全・活用する」「③持続可能な都市環境を築く」。

東部地域では、「①景観資産を保全し、まちの安全性と魅力を高める」「②暮らしを支える身近なみどりを創出する」「③みどりのある暮らしの実践」。

西部地域では、「①グリーンインフラで都市の環境機能を向上させる」「②暮らしを支える身近なみどりを創出する・育てる」「③市民協働でみどりを育む文化を醸成する」。

南部地域では、「①大規模緑地を保全し、その価値を高める」「②みどりの恵みを地域全体に行き渡らせる」「③グリーンインフラにより暮らしの安全と快適性を向上させる」。

以上となります。

地域ごとの課題の特色に対して、「主要な取り組み」を検討いたしました。お気付きの点について御意見いただきたく存じます。

説明は、以上となります。

○古賀会長

はいありがとうございます。

それでは、(3)について、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいいたします。

○大貫委員

ちょっと記載の解釈というか、それが何に対応しているかというのを確認したいのですが。2ページの、内間木地域のシートの中の下から4ブロック目、「健康づくりの場となるみどり」というところの表現の中に、2行目の中ほどに「域内の幹線道路には歩道が整備されており、」と書かれているのですが、この幹線道路というのは、何を指しているのか。都市計画審議会の地域のサロンとか

では、域内の道路は歩道がなくてトラックの往来が多くて非常に困りますよねという話が、頻繁に出ているのですが、ちょっとこの表現とはかい離があるので、どんな前提での記載でしょうか。

○古賀会長

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

今の御質問でございますが、恐らくこの中に書いてある「域内の幹線道路」というところは、内間木にある県道の両脇にある。

○大貫委員

バス通り。

○事務局・松下みどり公園課長

はい。

○大貫委員

歩道という歩道はないですよね。人が一人やっと通れるぐらいの歩道なので、この表現はちょっと適切ではないと思うんですよ。内間木バイパスの暫定というか今開通しているところは、歩道があるので、それは歩道と言ってもいいと思いますが、ちょっと何かこの記載のままだと、地域の方は誤解、本当にこんなという感じがするので、見直してもらった方がいいかなと思います。

○事務局・松下みどり公園課長

今のこの表記につきましては、一度検討させていただきます。

○大貫委員

よろしくお願いします。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

田島委員。

○田島委員

すみません、ちょっと教えてください。

非常に大切な資料ばかりなのですが、この「みどりの指針（案）について」、それから「施策の方針（案）について」、今の「地域別カルテと地域別計画における方向性」とこの三つは、体系的にどういう関係になるんでしょうか。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

本日の資料では、それぞれの項目の関係性について説明している資料が不足してまして、そこが分かりにくくなってしまって申し訳なく思います。

次回とその次は、全体を示したものを御提示する方針で、またそのときにも御説明したいのですが、「みどりの指針」は、どちらかといいますと、長期的視点に立って目指すべき方向性を示すもので、「施策の方針」については、直近で取り組んでいくメニューを整理しております。施策の方針だけだと、朝霞市の抱えているみどりの課題に対してどう取り組んでいいかといったところを記述できない問題があります。そのため、この指針の部分で、朝霞市が未来に向けてどう取り組んでいったらいいかが分かるようなものを作りたいと考え、今回、「みどりの指針」というものを作りました。

地域別計画につきましては、地域ごとに個性が、課題がそれぞれ異なっておりますので、地域ごとに何に力を入れて取り組んだらいいかというのを分かりやすく表現するために、今後、地域別計画というのを作る予定になっております。本日のこの「地域別のカルテと地域別計画における方向性」の案、この検討資料は、今日皆様から御意見を伺って、それを基に地域別計画を次回までに作り上げていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○田島委員

分かりました。

もう一点、先ほど大貫委員が、地権者に関するお話をなさっていたので、私もちょっと、そんなだなと思ったんですけども。

資料2の「関係者」の部分に、地権者というのが幾つあるのかと思ってちょっと数えたら、13ぐらいあったのですが、先ほどお話をあって、何か1,000円で500円補助してもうんぬんとありましたが、地権者に対するヒアリングとかはなさって作成されているんでしょうか。すいません、ちょっとそこだけちょっと気になりましたので。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

「施策の方針（案）」の資料の、各施策の表の最後の行、「関係者」のところに、「行政」や「地権者」と書いてあります。それぞれの施策を推進するに当たって、その段階で地権者の方に調整を図

ったり、また御意見を伺ったりする場面が生じるということで、このように書かれております。

現状で、地権者の方にこの内容を示しているかということ、そういうことではなく、この制度自体が、地権者に係る取り組みということです。今後それを具体化していく中で、地権者の方と調整したり、合意を図ったりする場面が生じるということを示したものになります。

○田島委員

分かりました。

今後は、そういうことなのでしょうけれども、これまで、地権者に対するヒアリングとかいうのは、市の方ではなさっているんでしょうか。いろんな補助をするとか、いろんなことをなさっておられますが、それに対して市のレベルで考えてあるのか、地権者にいろいろヒアリングした結果で行政的な仕事をなさっているのか、ちょっと参考までに教えていただければと思います。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

こここの「関係者」の欄に「地権者」と記載するに当たって、ヒアリングを実施しているのかどうかというお話でしょうか。

○田島委員

それに関しては、先ほど御説明がありましたので、これからはそういうことでというふうにおっしゃったと思うんですけども、今まで、現在いろんなことを補助とか何かなさっていると思いますが、そういうことに際しては、地権者の御意見とかそういうことを聴いてから、いろいろな補助の対策とか、いろんなそういうことをなさっていたのでしょうかと、過去ですから。余り直接関係ないでの、いいですけど。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

制度発足時のヒアリングについて、具体的な記録を見た記憶がなくて申し訳ないのですが、ただ、数年前に生産緑地の関係で、指定の拡大を農協、要は、地権者の御意見を集約した意見というのを頂いて、生産緑地の追加指定の緩和を行った経緯がございます。そちらは、農協を通じてなのですが、地権者の御意見を取り入れて制度を少し見直したということは、過去にはございました。事例が、すぐ思い出すのがそれぐらいで申し訳ございません。

○田島委員

ありがとうございます。

やっぱり、現場というか当事者の御意見を、行政は反映しないとの外れになるのではないかなど  
いう、それだけです。すいません、ありがとうございます。

○古賀会長

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

7ページ目、内間木地域の「主要な取り組み」のところですが、①と③のところに、こちら国道  
254号バイパスの方が通過しているということもあっての記載になると思うのですが、「バイパス  
等の整備に伴う周辺地域の開発においては」ということで、①の方は、「みどりのネットワークの形  
成を踏まえ、植樹帯や公園等のみどりの空間の充実を促進します。」と。多分、これは開発許可条件  
上の中で緑化を促進させるのかなというふうに理解はしたのですが、一方で、③の「b.」の方も同  
じような出だしで、「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては」というところで、次が  
「グリーンインフラを踏まえた環境や景観に配慮した取り組みの促進を検討します。」といふこと  
で、これは、今度プラス要素で何か、条例の改正なのか、景観条例なのか、開発許可なのか、何ら  
かの見直しを想定されているのかどうなのか。そのときに、上の記載と齟齬がなければいいなとい  
うふうに思ったのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

①「b.」の方は、どちらかというとネットワーク、道路ネットワークの中で整備される歩道のネ  
ットワークの充実とかそういった内容で、③の方は、どちらかというと面的なもの、例えば舗装面  
ができたときには貯留性のものを採用するとか、どちらかというと、面的な雨水貯留機能では、み  
どりの面的な確保を図って、グリーンインフラの機能を維持するとか充実させるといったような内  
容で記述したいと考えております。

まだ、記述が分かりにくいところがございますので、地域別計画を書く際には、誤解のない表現  
に改めていきたいと思います。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○古賀会長

よろしいですか。

ほか、何かありますか。

大貫委員。

○大貫委員

すいません、内間木地域ばかりの話になっていまして、ちょっと課題が多いのかなと思いますけれども。

7ページの「主要な取り組み」のところの表現でちょっと1点引っかかったのが、内間木地域の③の「a.」のところで、「水田や畠地が持つ、雨水を一時的に貯める機能に着目し」と書いてあって、もちろんそうではあるんですが、内間木地域の現状としては、私の子供の頃は道路よりも水田とか畠地が地盤より低いという状況が多かったのですが、その後の内水氾濫とかの状況が度々あるというところから、今、水田とか畠地を持っておられる地権者の方は、皆さん地盤を上げてしまつてですね、道路より高いという状況になってしまっています。もちろん、貯めておくというところで全く機能しないわけではないのですが、昔ですと、農作物がちょっと駄目になったりということがあっても、そこにある程度流れ込んで貯めているという状況からすると、ここら辺の改善とか、ここを推進していくみたいなことは、なかなか難しいのかなというような現状かと思います。というのが、一つの意見です。

あと2点目が、ちょっと全体的な話になるのですが、都市計画審議会の先ほど言った地域サロンの中で、内間木地域のみどりとか地域のシンボルみたいなところは何でしょうかみたいな話があって、もちろん、内間木公園というところもありますし、あとは、河川でいうと新河岸川ということではなくて、荒川というこの河川を重要視しているというのが現状です。もう一つあったのが、朝霞水門ですね。朝霞水門も構造物としてあるというだけではなくて、あそこら辺は、ロードバイクとかを乗られて、河川の堤防の上を走られている方が非常に多いのですが、あの水門のところで、ちょっと眺めがいいのかどうか、休まれている方も非常に多いという状況です。内間木の人間も、割とシンボル的なものかなというふうに、その中でも意見が出ていました。

この②の「b.」の文章の中に、「魅力的な水辺空間」というのがあるのですが、ちょっとこの全体の表現の中として、水門というところを特定して出すのかどうかは別として、内間木公園というシンボルだけではなく、できれば、私の子供の頃はあそこら辺が新河岸川の旧河川がずっとあって、今朝霞調整池になっていますけども、それ以外のところ、もっと広い範囲が、水辺があって雑木林もあって、カブトムシを取りに行くと、木を叩けば拾いきれないほどカブトムシが落ちてきたというような状況の部分だったので、ここである、内水氾濫で水の貯水とかそういうことを考えなければならぬというところで、今の国交省の遊休地を貯めるところにしてほしいという意見もありますので、そこら辺と合わせて、水辺と触れ合う空間であったり、緑地であったり、貯水の機能というのを検討できるエリアが、朝霞水門というシンボルに近いというところもあるので、ちょっとそこら辺を重要視して進めていくみたいなことを検討いただけるといいのかなと思いますので、

一つの意見として御検討ください。

○古賀会長

ありがとうございました。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

ありがとうございます。

「地域別計画の方向性」で記述した内容は、そこの地域のキャラクターとか魅力とか、課題の本質が何であるかとか、それが皆さんの御理解と一致しているかを、今日、是非、確認させていただきたいと思っております。

今の大貫委員の御発言のあったところで、ものすごく大事なところがございました。内間木地域は、荒川の氾濫源であり、広域的な計画においてはそこに遊水機能というものを期待します。ただ、現実では、農地や宅地などが、かさ上げされている現状にあるという点について、現況整理に反映させていただきます。あと、荒川ですとか朝霞調整池の存在、それに連なる朝霞水門に至る水辺の景観、あの一体感は本当にすばらしい資源だと思っておりますので、そこをもう少し強く表すような形で、今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○大貫委員

よろしくお願ひします。

○古賀会長

ありがとうございました。

ほか、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、議題（1）から（3）について、本審議会での議論を踏まえ、必要に応じて資料等の修正を、事務局にお願いしたいと思います。

会議終了後に何かお気付きの点や修正などあれば、質問票で事務局までお伝えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

---

○3 伝達事項

○古賀会長

続きまして、次第の「3 伝達事項」について、事務局から説明をお願いします。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

お手元にある参考資料1から3について、御説明いたします。

参考資料1につきましては、今年度1回目の緑化推進会議で出た主な意見と対応方針をまとめたものでございます。

参考資料2につきましては、皆様に御参加いただきまして、7月11日に実施した基地跡地見学会のアンケートで頂いた意見をまとめたものです。市内の貴重なみどりであることを再認識できたという意見のほか、活用に向けた期待の声が多くありました。

参考資料3は、工程表です。一つ大きな変更点といたしまして、一番下ですね、当初、年4回の開催を見込んでいた緑化推進会議でございますが、今後の策定計画策定のスケジュールを再検討した結果、開催数を1回増やして、今年度は計5回開催したいと考えております。皆様、御多忙のところ恐れ入りますが、より良い計画策定のために御協力をお願いいたします。

次回の緑化推進会議は、11月上旬の開催を予定しております。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございました。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐。

すいません補足で、お手元に質問票の用意がなくて申し訳なかったです。御意見、もしございましたら、メールとかFAX、様式は問いませんので、若しくは、お電話でも構いませんので1週間程度で、何かございましたら御意見頂ければと思います。よろしくお願ひします。

○古賀会長

ありがとうございます。

本日の議題は以上ですが、何か言い残したこと等あれば。

大貫委員。

○大貫委員

せっかく産業振興課長がいらっしゃっているので。

前回、ちょっと内間木地区では、農業の継続がなかなか世代交代があって難しいので、そこら辺の続けられるような施策だとか、若しくは、農地が使われない未利用のままになっているところを空き家バンクみたいな感じで、農地バンクみたいな感じで御紹介して取り組むみたいなことはどうなんでしょうという話があったのですが、そこら辺について何か御意見があればお願ひします。

○事務局・大瀧産業振興課長

まず、担い手の関係なのですが、こちらにつきましては、今補助事業をいくつか実施しているのでそれを継続して実施していきたいと思います。

ただ、これから補助を新たに新設していくというのは、なかなか難しいところもありますが、先ほどの御意見にもありましたように、当事者の意見も何らかの機会を見ながら、それに合った補助事業があれば検討していきたいと思います。

それから、農地バンクの関係なのですが、それについては、まだほとんど進めていないような状況でありますと、農業委員会の方にも御協力いただいて、農地パトロールはやっておりますので、そういう土地がみつかれば考えていきたいと思います。

○大貫委員

ありがとうございます。

農業団体としては、JAとかもあつたりとかあると思いますので、いろんな形で連携して進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

○田島委員

すみません、最後の最後に。

基地跡地の見学を前回させていただきまして、ありがとうございます。その基地跡地の現状というか、何か進展とかあるんでしょうか。どういう状況なのか、よければ教えてほしいなと思います。

○古賀会長

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

先日、基地跡地の見学会の方は行わせていただきましたが、今現在、その後大きな進展等は今のところは、ない状況でございます。

○古賀会長

堂本副会長。

○堂本副会長

基地跡地については、市としては、財務省の方に毎年毎年くださいくださいと言ってないんですか。延々と言い続けないと、その気にならないんじゃないかと思うんですけど。

少なくとも、要望として常に出していない限り、思いは伝わっていかないと思うのですが、そういうことはやられていないんですか。こういう場で聴いてもあれかなと思いますけれど。もう、あそこはやっぱり、ポイントだと思うので。

○村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

基地跡地につきましては、土地利用計画自体を政策の方でこしらえていまして、今、基地跡地全体については、毎年国の財務省の方が人事異動とかで替わる時期について、その頃に政策の方で訪問はしていると伺っておりますが、そこでですね、国からは購入してほしい旨を伝えていただきますが、私どもとしても、予算がですね、基地跡地の基金もまだそれほどありませんし、お金がもちろんあれば、市のため市民のために、あの土地というのは、もちろん市でほしいものなんですが、何分にもやはり財政的にも難しい状況ですので、無償譲渡を要望したいところではありますが、国としては購入してほしいという意向であり、堂々巡りのような状況です。

今、着実にできることは、今回の審議会の冒頭でも堂本副会長がおっしゃっていただいたように、この計画に基地跡地のことをどう表現していくのかってすごく大事なところですので、今も、今後検討するのですが、コンサルタントも含めて基地跡地をどう表現しようかというので、カルテの方には、あれだけ基地跡地、施策で書いてあるし、最初の指針の方でも、実はどのページをめくっても、結構基地跡地という表現、鉄道駅と同じように載ってきているので、大事さは表現していたのですが、やはり言葉でどこまで表現できるか、その辺はうまく表現していきたいなとは思っているので、それを含めまして、私どもとしては、今基地跡地シンボルロード整備計画がまだ第2期整備分残っていますし、そこをどのように進めていけるかという検討もですね、この見直した計画との位置付けも整理しながら進めていければと思いまして、買うことができない状況ですので、毎年くださいくださいは、正直言いづらい状況であると認識しております。

○古賀会長

大貫委員。

○大貫委員

こういった計画とか、市役所の中で揉んでいただくというのは、非常に重要なんですけど、ちょっと姑息な手かもしれません、広報とかにどんどん載せて、市民の熱量をもっと伝えていくということにしないと、何か市役所だけ考えていて、市民にはそれほどほしくないんじゃないみたいな感じになってしまふと、なかなか国も動いてくれないと思うので、何か市民がもう、みんなそういうことを望んでますというのをアピールするということをどんどんやっていったらどうかなと思うんですね。どうでしょうか。毎年のように、もう基地跡地を広報紙に載せるみたいな感じで。ただでくださいと書いてしまうとへそを曲げてしまうので、取得に向けて私たち、こういうことを考えてますよみたいなのをやっていったらどうかなと思います。

○村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

自分のには、今のお話ってとても大事なことで、これからもどう表現していったらいいかという

のを皆さんと一緒に考えていきたいというのもありますので、まずは、今の御意見を持ち帰って、政策部局と共有させていただければと思います。

ありがとうございます。

○大貫委員

お願ひします。

○古賀会長

最後、いろいろと議論できてよかったです。

今回、先ほど説明がありましたように、スケジュールの中でもう1回増えたのは、やはり内容が濃いということと、それこそ、やはりもう一度基地跡地も含めて、朝霞のみどりをどういった位置付けにするか。もちろん、基地跡地に関しては、みどりだけの話ではないことは重々分かっていますが、みどりとしての扱いとして、我々からまず発信するということも大事だと思いますので、次回、11月上旬だったと思いますが、もう少し詳しい地域別の計画ですとか、施策の方針ですか、もう少しブラッシュアップして出てきますので、皆様ともう一度活発な御意見を交わしたいと思います。

それでは、議論は以上ですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

---

○4 閉会

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。